岩手県告示第464号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第１項の規定により、産業廃棄物処理施設の設置について次のとおり許可の申請があった。

なお、同条第４項の規定により、当該申請に係る申請書及び当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を令和８年８月28日から同年９月28日まで岩手県環境生活部資源循環推進課及び県北広域振興局保健福祉環境部に備えておいて縦覧に供する。

令和８年８月28日

岩手県知事　達　増　拓　也

１　申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（１）　名称及び住所　蒲野建設株式会社　岩手県久慈市山形町川井第９地割32番地２

（２）　代表者の氏名　蒲野　敦

２　産業廃棄物処理施設の設置の場所　岩手県久慈市山形町日野沢第４地割76番１、78番34及び78番37

３　産業廃棄物処理施設の種類　安定型最終処分場

４　産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類　廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず並びにがれき類（以上について、石綿含有産業廃棄物を含む。）

５　申請年月日　令和８年１月15日